

無断転用をなくし、大切な農地を守りましょう！

札幌市農業委員会

① 農地の転用には許可が必要です。

農地は、私たちの生活に欠かせない食料の大切な生産基盤です。しかし、いったん転用されると、再び農地としての利用は困難になります。また、乱開発につながる無計画な転用や無断転用は、地域の農業にとって大きな迷惑になります。

このため、市街化調整区域内での農地転用に当たっては、農地法により知事等の許可（市街化区域内での転用は、農業委員会への届出）が必要となります。

② 許可なく転用したら……無断転用には厳しい罰則が

許可を受けずに行った行為は農地法違反ですので、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、北海道知事が工事の中止、原状回復を命じる場合があります。また、これらに違反した場合には、3年以下の懲役または300万円以下の罰金の適用があります。

③ 農地のパトロール

農業委員会では、農地の利用状況を把握するとともに、無断転用を防止するため地域の農業委員による農地のパトロールを行っています。

④ 農地転用に関する相談は

- 農地転用の申請受付は、農業委員会が行っています（4 ha を超える農地転用の申請受付は北海道知事）。また、転用に関する手続きや疑問がありましたら、地域の農業委員または下記の農業委員会事務局にご相談ください。
- そのほか、転用以外の「農地の賃貸借」や「営農相談」のことでもお気軽にお尋ねください。

問 い 合 わ せ 先

札幌市農業委員事務局

Tel. 211-3636

■ ■ ■ 農地を探しています ■ ■ ■

次の表のとおり、農地を貸していただける方を探しており、いずれも ※「特定法人貸付事業」による借受希望です。

希望地域	面積	借り手の業種等	作付品目
南区、清田区	1 ha くらい	土木建設業	イチゴ、ソバ
南区、清田区	1 ha くらい	福祉関連	野菜
北、東、手稲、南、清田	3 ha くらい	NPO 法人	野菜

※ 「特定法人貸付事業」とは、農地を所有者から札幌市が借り、その農地を札幌市が農業生産法人以外の法人に貸し出す制度です。事務手続きは農政課及び農業委員会で準備しますので、安心して貸し借りができます。実施地域は北区、東区、手稲区、南区、清田区の5区です。表以外の条件でも、遊休農地の活用を検討されている農地所有者の方は、ぜひご相談ください。

問 い 合 わ せ 先

札幌市農業委員事務局
札幌市農政課調整係

Tel. 211-3636
Tel. 211-2406